

2月2日から3月12日は 住民税の申告相談と所得税の確定申告期間です

お問い合わせ 税務課 町民税係 ☎ 73-1201

申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、高千穂町に居住していた人で、次のいずれかに該当する人

①給与支払報告書の提出のない会社・事務所・商店等の給与所得者

②農業・営業・不動産・その他の所得のあった人

※生産物を出荷せず収入がなくても、稲作等をしている人は申告する必要があります。(自家用の米も収入とみなされるため)

③土地・建物・山林等を売却した人

④2種類以上の所得のある人(給与と年金、給与を2か所以上から受けているなど)

⑤生命保険の満期等で一時所得のあった人

⑥所得はなかったが所得証明等の必要な人

⑦障がい年金や遺族年金などは非課税ですが、税務課で金額が分からぬいため、申告してください。申告をしないと国保税・後期高齢者医療保険料の負担が高くなることがあります。

申告をしなくてもよい人

①所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる人

②他の所得者の扶養控除の対象となる人

③青色申告等、所得税の確定申告をする人

申告をすれば税金が戻る人

①源泉徴収された税金が納め過ぎになっている人

(年末調整が済んでいない人や扶養控除等の控除を新たに受けける人など)。

申告相談に必要なもの

①黒ボールペン(感染症対策のためご持参下さい)

②印鑑(本人が署名する場合は不要)

③所得のわかるもの

事業所得(農業を含む)がある人

収支が分かる帳簿、領収書、出荷証明など(牛飼養農家は「肉用牛管理調査表」)。

※平成26年1月から農業を含む事業を行うすべての人は、記帳が義務付けられています。申告の際、ご自身で項目ごとに集計を行っていただき、帳簿にまとめてご持参ください。集計がされていないと、農業所得ではなく雑所得として扱うよう税務署から指導されています。

年金を受給している人

非課税の障がい年金や遺族年金受給者は、年金振込通知などの金額のわかるもの

賃金をもらった人

給与の源泉徴収票又は賃金支払証明書

その他の収入がある人

収入のわかる書類等

④国民年金や農業者年金の領収書又は支払いに関する証明書、生命保険・共済掛金、地震保険料等の証明書

⑤その他、各種控除を受ける方は控除を受けるのに必要な領収書や証明書

⑥マイナンバーカード又は通知カード

⑦身分証明書

⑧税務署から「利用者識別番号」の用紙が届いた方はその用紙

モモー教室

12/15

牛肉の生産状況や命の大切さ、食べることの意味を伝える授業として、JA経済連などがつくる「より良き宮崎牛づくり対策協議会」が岩戸小学校を訪れ、4~6年生を対象に「モモー教室」を行いました。

地元生産者の佐藤孝輔さんの話や宮崎牛のおいしさの秘密やトレーサビリティー制度などについてDVDを鑑賞した後、肩ロースとモモ肉を食べ比べ、味や食感などを確認しました。

4年生の佐藤蒼一さんは「ロースがおいしかった。牛のことをもっと知れたので、これをもとに牛養いの手伝いをがんばりたい」と話しました。



ひなたサイエンスキャラバン

押方小学校の3~6年生を対象に「ひなたサイエンスキャラバン」が行われました。

今回は、ドローンの知識や操縦を行う授業、球体に映像を映すダジック・アースを使った太陽系の惑星について学ぶ授業、コース上を車がうまく動くようプログラムを組む授業の3つをそれぞれ体験しました。



100歳のお誕生日 あめでとうございます これからも元気でお過ごしください



飯干成子さんが、めでたく100歳を迎えられました。

成子さんは、7人兄弟の4番目として押方(三原尾野)で生まれました。

尋常高等小学校を卒業後は、青年学校で和裁や洋裁を学び、1年ほど延岡の会社に勤め、ご実家のお寺とともに農業を手伝っていました。

24歳のときに秀士さん(15年前に他界)と結婚。秀士さんは新幹線の駅を造るなど、土建業の出稼ぎに行かれた時期もあるようでお米やいろいろな種類の野菜を作ったり、牛やにわとりを飼育するなど、自給自足の生活をしていたそうです。

成子さんは、明るく前向きな性格で切り替えが早く、好奇心旺盛で新しもの好きだそうで、自宅が工事で立ち退きとなった際は、「仕方ないわ」といって三田井に移り住まわれたそうです。

手先が器用な成子さんは、編み物や服の手直しをしたり、2~3年程前までは畠仕事もして体を動かしていたそうです。

現在は、週5日のデイサービスを楽しみに、以前、健康によいとテレビで見た「ごろ寝体操」にはまり、続けているそうです。ご家族の方は「今までどおり穏やかに過ごして、長生きしてほしい」と話していました。



国税庁HP
「確定申告書等作成コーナー」
※自動音声案内
延岡税務署
0982・3301

※自動音声案内
延岡税務署
0982・3301
をご覧いただけます。
詳しくは、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/>)
をご覧いただけます。
お尋ねください。
税務署に

おつりかえ-e-Tax
令和7年分の確定申告は、スマートフォンの「マイナンバーカード」を利用して、ご自宅から申告できる「e-Taxをご利用ください。」
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で申告書の作成ができる、「e-Taxで送信できます！」
その際、利用者証明用電子証明書のパスワード(英数字6文字以上16文字以下)が必要となります。署名用電子証明書のパスワードと署名用電子証明書のパスワード(英数字4桁以下)が必要となります。署名用電子証明書のパスワードが窓口・コンビニ等で再設定が可能な場合、市町村のデータを括取得し、所得税の確定申告書の該当項目へ自動入力が可能です。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧いただけます。
最寄りの税務署にお尋ねください。